

主な質問と回答（波崎地域）

質問1：スーパーの惣菜が入っているパックを洗った場合は、どのような分別になりますか？

プラマークのあるものは資源（プラスチック類）、プラマークのないものは不燃ごみとなります。なお、汚れの取れないものは可燃ごみとなります。

質問2：資源の古紙類は「雨天の時はなるべく次回に出す」と書いてありますが、雨天の時に出して収集されますか？

雨天の時にお願いしていただいても、収集は行います。ただし、濡れてしまうとリサイクルに悪影響を与えるため、このように記載しております。

質問3：有害ごみなどの拠点回収ボックスには、引き続き出すことができますか？

乾電池の回収ボックス以外の拠点回収ボックスは、2024年4月1日から撤去となります。有害ごみなどは、ごみ集積所に出してください。

質問4：バッグ等は、付いている金具を外さないで可燃ごみとして出して良いですか？

バッグ等は、付いている金属類を可能な限り取ってから可燃ごみとして出していただきたいです。なお、取り除いた金属類は、不燃ごみとなります。

質問5：食品用のプラマークのあるやわらかいフィルムなどは、資源（プラスチック類）ですか？

資源（プラスチック類）でお願いします。
補足ですが、汚れていないプラマークのあるプラスチック類は、やわらかくてもかたくても資源（プラスチック類）で出していただきたいと考えております。

質問6：塗料の残ったものはどのように出せば良いですか？

缶に塗料が入った状態では、市で処理できないので、販売店・専門業者にご相談をお願いします。ただし、塗料が少量であれば紙や布に塗って乾燥させ、塗料を塗った紙や布は可燃ごみ、入れ物の缶は不燃ごみで出すことができます。
これまで塗料を塗った布は不燃ごみとしておりましたが、4月1日からは可燃ごみになりますので、ご注意ください。

質問7：資源とならない繊維類のカーペットやふとんなどは、長さ50cm、厚さ20cm以内であれば可燃ごみですか？それとも粗大ごみですか？

ふとんなどについては、長さ50cm、厚さ20cm以内に切ったり束ねたり出来れば、可燃ごみとして出すことが出来ます。それ以上のサイズの場合は粗大ごみとなりますので、戸別回収の予約や第2リサイクルプラザへの自己搬入をご利用願います。

質問8：危険ごみの出し方について、針などを入れる容器はタッパーなどでも良いですか？

針（縫い針、釣り針など）が飛び出ないような容器であれば、タッパーなどでも良いです。危険ごみに関しては、包丁であれば新聞紙やダンボールなどで刃が飛び出ないように包装していただくなど、取り扱いの際、危険が生じないような対応をお願いします。

質問9：危険ごみを包装する場合、透明の外袋に包装した中身を記載しますか？

危険ごみを出す場合、包装した中身を記載する必要はありません。

質問10：なぜ危険ごみの出し方を変更したのですか？

危険物を包装して出すことは変わりませんが、現在の不燃ごみの袋に危険ごみを一緒に入れる出し方の場合、収集している作業員やリサイクルプラザで分別している作業員がケガをするリスクがあります。そのリスクを減らすため、危険ごみの日を別に設け、中の見える袋に危険物のみを入れていただくように変更しました。作業する側の問題ですが、ご理解をお願いいたします。

質問11：集積所に残されたときに困ってしまうので、ほかのごみと同様に、有害ごみと危険ごみにも名前を記入してもらうようにはできませんか？

市としても、ごみは出した人に最後まで責任を持って欲しいと考えています。有害ごみ・危険ごみは、神栖地域と同様の扱いとしたため、名前の記述についての記載がありませんでした。電話等で確認いただいた場合は、名前を記載するようお願いしたいと思います。ただし、これから全戸配布する予定のガイドブック等は、印刷してしまっているため修正が間に合いません。市のホームページなど修正が可能な部分は、修正させていただきます。また、今後増刷するガイドブック等には、有害ごみ・危険ごみの袋に名前の記述を記載するよう修正します。

質問12：拠点回収していた有害ごみを、集積所に出せるように変更した理由は何ですか？

有害ごみは、神栖地域では集積所に出せており、波崎地域のみ拠点回収としておりました。拠点回収のみでは不便との意見もあったことから、神栖地域と同様、集積所に出せるよう変更させていただきました。

質問13：有害ごみ（水銀が含まれた温度計など）が割れて、漏れた水銀で問題が起こった場合、市で責任を取ってくれますか？

有害ごみの水銀の件は、ガイドブックに記載している出し方（買ったときに入っていた箱や筒・新聞紙等に包んで袋に入れる）を周知するなど、検討させていただきます。

質問14：電池を集積所に有害ごみとして出す場合、すべての電池をテープで絶縁する必要がありますか？

電極同士が接触すると過充電が発生し、発熱・破裂・発火する恐れがあることから、お手数ですが、すべての電池をテープで絶縁していただくようご協力をお願いします。
なお、乾電池回収ボックスに入れる際も同様に絶縁していただくようお願いいたします。

質問15：ごみ集積所での資源物の収集品目や収集回数に、資源物集団回収の品目や回数を合わせる必要はありますか？

資源物集団回収を実施する品目や回数は各団体で決定していただければ良いため、合わせる必要はありません。

質問16：令和6年4月1日以降も資源物集団回収の奨励金は継続されますか？

資源物集団回収の奨励金は、継続します。

質問17：アイロンなどは今後資源として出すように書いてありますが、小型家電回収ボックスの設置場所はどこですか？

小型家電回収ボックスの設置場所は、次のとおりです。

神栖地域：神栖市役所（本庁）、平泉・大野原・うずもコミュニティセンター

波崎地域：波崎総合支所・防災センター、若松公民館、矢田部公民館、矢田部ふれあい館

小型家電回収ボックスは、投入口が縦15cm横30cmの大きさとなりますので、このサイズより大きいものは、不燃ごみとして出していただくこととなります。

全戸配布する予定のガイドブックにも設置場所は記載してありますので、ご参照ください。

質問18：今後可燃ごみ・不燃ごみの自己搬入先はどうなりますか？

可燃ごみは、令和6年1月9日から令和8年3月31日までは、広域波崎RDFセンター内に設置する仮設搬入所にお持ち込みください。その期間内に、広域波崎RDFセンターを中継施設に改修する予定です。令和8年4月1からは、改修した波崎中継施設にお持ち込みください。
不燃ごみは、従来どおり第2リサイクルプラザにお持ち込みください。

質問19：可燃ごみの量が増えると思いますが、1度に出せるごみ袋の量に制限はありますか？

ごみ集積所に出せるのは、1度に3袋まで、1袋の重さは10kg以内とさせていただいております。これまでと変更はありませんので、今後もご協力をよろしくお願いいたします。